

## 知っていますか？ 福岡教育大その3

規則も無視、学内の声も無視。

「法律違反」と最高裁。

それでも、態度は変わらない。



**2014年 1月 研究科長の任命拒否**

学内規定により選出された研究科長を、  
「学長選挙の在り方を批判する文書を組合員として配布した」ことを理由に任命拒否  
※2019年不当労働行為（最高裁の「法律違反」という判決）として大学が敗訴  
決定

しかし、その後、大学は謝罪も反省もなく、今後の方針も示さない

これ以前にも、こんなことが

**2012年 2月 人事委員会の事前審査を通過した再雇用特命教授の任命を拒否**

「講座と本人が同意すれば再雇用」の教授会での説明を反故に

**4月 センターの統廃合とセンター教員の配置換えを強行**

**歴代センター長は反対の意見書**

情報処理センターと図書館→学術情報センター

保健管理センターと体育研究センター→健康科学センター

教育総合実践センターと特別支援センター→教育総合研究所

これ以後も、こんなことが

**2015年10月 英語習得院 特任准教授の採用**

9月18日に採用に関する規定を変更 選考開始を決定

その直後、公募も教授会での業績審査もなく採用

**2016年 9月 櫻井学長の公私混同問題**

長年にわたり、学長の家族が研究室を自由に使用

学長就任後は公用車に家族も同乗

※公用車は前々学長まではなかった

「福岡教育大学の未来を考える名誉教授の会」  
連絡先(e-mail) : fue\_mirai\_emeritus@ina.bbiq.jp